### 日本型直接支払のうち

# 19. 中山間地域等直接支払交付金

## 令和8年度予算概算要求額 28,460百万円 (前年度 28,460百万円)

### く対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止「令和7年度から令和11年度まで]

### く事業の内容>

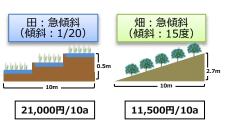
### 1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560百万円 (前年度 27,560百万円)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

### 【主な交付単価】

| 地目         | 区分          | 交付単価<br>(円/10a) |
|------------|-------------|-----------------|
| Ħ          | 急傾斜(1/20~)  | 21,000          |
| Щ          | 緩傾斜(1/100~) | 8,000           |
| 畑          | 急傾斜(15度~)   | 11,500          |
| <b>7</b> 0 | 緩傾斜(8度~)    | 3,500           |



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

### <事業の流れ>



### く事業イメージン

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】 農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を 満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

### 【加算措置】

| NORTH LA   |                                                                                                 |                          |  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
|            | 加算項目(取組目標の設定・達成が必要)*2                                                                           | 10a当たり単価                 |  |
| 棚田地域振興活動加算 |                                                                                                 |                          |  |
|            | 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等<br>(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援<br>(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可) | 10,000円<br>(田•畑)         |  |
|            | 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地<br>(田1/10以上、畑20度以上)<br>〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕                 | 14,000円<br>(田・畑)         |  |
|            | 超急傾斜農地保全管理加算<br>超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援                                               | 6,000円<br>(田・畑)          |  |
| 0          | ネットワーク化加算 【上限額:100万円/年】<br>ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援                                    | 10,000円(最大※3) (地目にかかわらず) |  |
|            | スマート農業加算 【上限額:200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援                                             | 5,000円<br>(地目にかかわらず)     |  |

- ※2 第5期対策 (R2~R6) で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定
- ※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
  - (~5ha部分)10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分)1,000円/10a
- (注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額 されることがあります。

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-3501-8359)